

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年5月1日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区被保護者自立高齢世帯生活状況調査及び日常生活支援業務委託

(2) 業務内容

事業は、生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている介護等を要しない65歳以上の者のみで構成され、福祉事務所管内に居住する世帯に対して、年2回以上の訪問を行い、高齢者世帯の課題について見過ごしの防止と、高齢者特有の課題に対する生活・健康維持向上につながる助言や支援、調査等を行う事業を実施する。

※対象者に関する調整や報告業務を含む。

※詳細は、募集説明書を参照のこと。

(3) 履行期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

2 参加資格

世田谷区被保護者自立高齢世帯生活状況調査及び日常生活支援業務の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。また、世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 令和3年度（2021年度）以降、都内又は近隣区市において、生計困難者に対するサービス提供に関する事業を実施していること、又は実施した実績があること。
- (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者を支援員として配置することができること。
- (6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメント（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む）していること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 「世田谷区被保護者自立高齢世帯生活状況調査及び日常生活支援業務委託選定審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

※委員：鳴津 武則 北沢総合支所保健福祉センター所長

委員：泉 哲郎 砧総合支所保健福祉センター所長

委員：内田 潤一 北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課長

委員の変更があった場合は区が参加表明書を受領した者に通知する。ただし、区による参加資格の確認や提案書の選定の結果、本契約の相手方として特定する予定のない事業者は除く。

本プロポーザルにかかる利害関係の有無について、変更後の委員からの聞き取り等により確認する。仮に利害関係があることが判明した場合は、当該委員を速やかに交代又は審査から除外するものとする。

3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

選定にあたっては、次に掲げる内容を評価する。

(1) 提案書の形式等について

- ① 提案書類の形式、部数等注意事項等の遵守
- ② 見積金額の妥当性

(2) 提案書の内容について

- ① 事業趣旨の理解
- ② 実施計画の内容
- ③ 実施体制
- ④ 生計困難者に対するサービス提供に関する事業の実績
- ⑤ 独自提案・アピール性

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの内容について

- ① 事業執行力
- ② 課題解決力
- ③ 実績の信頼性
- ④ 将来性

⑤ 総合評価

5 審査

提案書の形式等審査を通過した事業者のうち、特定は選定委員会により行うこととし、提案書、及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づいた採点の合計得点の最も高い提案者を特定する。

(1) 審査会

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査

※選定結果は、文書で通知します。

※提出書類の内容等について、必要に応じて説明を求める場合がある。

6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35

世田谷区役所第2庁舎5階51番窓口

電 話：03-5432-2932 FAX：03-5432-3020

(2) 事業説明書の交付期間、配布場所及び方法

期 間：令和8年5月1日（金）～5月29日（金）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）にて配布

（世田谷区のホームページからダウンロード可（ページID：32685））

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

期 間：令和8年5月1日（金）～5月29日（金）【午後5時必着】

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参に限る

(4) 提案書の提出期間、場所及び方法

期 間：令和8年6月3日（水）～7月1日（水）【午後5時必着】

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参または電子メールに限る

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6（1）に同じ

- (6) 世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- (9) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されないものとする。
- (10) 提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とし、契約に向けての業務内容、契約条件等の協議を行う。詳細は、募集説明書による。